

(第一類 第七号)

第七回国会 文部委員會議録 第五号

昭和二十五年二月十七日(金曜日)

午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡庭石門君 理事 高木 章君

理事 岡谷 光衛君 理事 水谷 昇君

理事 松本 七郎君 理事 小林 信一君

理事 甲木 保君 理事 佐藤 重遠君

理事 千賀 康治君 理事 谷口善太郎君

出席政府委員

文部政務次官 平島 良一君

文部事務官(大臣 森田 孝君)

官房総務課長 榎本 亨弘君

文部事務官(大学事務局長) 榎本 亨弘君

委員外の出席者

専門員 横田 重左衛門君

二月十五日

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案(内閣提出第三七号)(予)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(予)

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)(予)

同月十七日

日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(参議院送付)

同月十六日

育英会奨学生希望者全員採用並びに貸与金増額の請願(田代文久君外二名紹介)(第七八三三号)

教育、研究の危機打開に関する請願(今野武雄君外一名紹介)(第七八四四号)

第一類第七号

文部委員會議録第五号

昭和二十五年二月十七日

新制中学校建設費国庫補助増額の請願(江崎真澄君紹介)(第八四八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十五日

山形県島海中学校建築費国庫補助に

関する陳情書(山形県飽海郡本橋村

長坂塚農夫太)(第三〇〇号)

教育委員会法改正反対の陳情書(全

国市長会長神戸正雄)(第三〇一号)

教職員労働関係法の単独立法化に關

する陳情書(鹿児島県教職員組合薩

摩郡日校分會)(第三二六号)

旧制高校卒業生の進學問題に關する

陳情書(大阪府堺市浜寺昭和町二丁

日百六十八番地福永善弥外二百三十

六名)(第三二七号)

教職員の生活確保に關する陳情書

(宮崎県西諸郡郡加久藤小学校教諭

三輪景文外一名)(第三四〇号)

朝鮮人の学齡児童生徒の教育費に關

する陳情書(広島県議會議長小谷伝

一)(第三八九号)

教育委員会法一部改正に關する陳情

書(松江市殿町一番地島根県教育委

員會)(第三九六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

公立大学に置かれた文部事務官等の

身分上の措置に關する法律案(内閣

提出第三七号)(予)

教育職員免許法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三八号)(予)

教育職員免許法施行法の一部を改正

する法律案(内閣提出第三九号)

(予)

文部行政に關する件

○長野委員長

ただいまより會議を開

きます。

議事に入るに先だちまして御報告申

し上げます。前回協議決定いたしました

た放送法案について、電氣通信委員會

に連合審査會開會申入れの件は、協議

の結果、本日午後一時より開會するこ

とになりましたが、都合により延期の

申入れをいたしたいと存じますので、

御了承願います。

○長野委員長

これより公立大学に置

かれた文部事務官等の身分上の措置に

關する法律案(内閣提出第三七号)を

議題といたします。

○榎木政府委員

政府の提案理由の説

明を求めます。

公立大学に置かれた文部事務官

等の身分上の措置に關する法律

案

公立大学に置かれた文部事務

官等の身分上の措置に關する

法律

1 この法律施行の際現に公立大学

(学校教育法(昭和二十二年法律第

二十六号)第九十八条の従前の規

定による公立の大学、大学予科、

高等学校及び専門学校を含む。以

下同じ)の文部事務官又は文部技

官である者は、別に辭令を發せら

れない限り、当該公立大学を設

する地方公共団体の職員に任命さ

れたものとする。

2 前項の職員のうち休職、停職又

は減給中の者がある場合において

は、これらの処分は、同項の地方公

共団体の長がしたものとみなす。

3 第一項の職員が引続き公立学校

(学校教育法第九十八条の従前の

規定による公立学校を含む。以下

同じ)の事務職員又は技術職員と

なつた場合(その者が引続き恩

給法(大正十二年法律第四十八号)

第二十二條に規定する教育職員又

は準教育職員とみなされる者とし

て在職し、更に引き続き公立学校

の事務職員又は技術職員となつた

場合を含む)においては、同条第

一項に規定する教育職員として勤

続するものとみなし、當分の間、

これに同法の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 公立学校職員等臨時設置制(昭

和二十三年政令第三百十六号)は、

廢止する。

○榎木政府委員

ただいま議題になり

ました公立大学に置かれた文部事務官

等の身分上の措置に關する法律案の提

案理由及びその骨子とするところを御

説明申し上げます。

公立の大学高等専門学校に勤務する

事務職員、技術職員は、現在官吏であ

りますが、これは当然地方公共団体の

職員に切りかえるべきものであり、こ

の法律は、その切りかえを行うための

ものであります。すでに公立大学の教

員及び高等学校以下の公立学校の職員

の身分の切りかえは終つております

が、公立大学の事務職員及び技術職員

のみは、切りかえが残つていたのであ

りまして、この法律により、公立学校

の職員の切りかえを完了したいと思

ふのであります。

内容について御説明申し上げます

と、第一項には現在公立の大学高等專

門学校に勤務する文部事務官、文部技

官は、この法律により、その学校を設

置する地方公共団体の職員に任命がえ

されることを規定し、第二項にはこれ

らの職員のうち、休職、停職、減給中

の者については、それらの措置を新し

い任命権者たる地方公共団体の長の行

為とみなすということを規定し、第三

項には、切りかえられた職員が、公立

学校の事務職員または技術職員である

限りは、恩給を継続させるということ

を規定してあります。なお附則におい

て、従来の身分の根拠であつた公立学

校職員等臨時設置制を廢止しようとし

るものであります。

以上簡単に御説明申し上げました

が、よろしく御審議をお願いいたしま

す。

○長野委員長

次に教育職員免許法の

一部を改正する法律案(内閣提出第三

八号)及び教育職員免許法施行法の一

部を改正する法律案(内閣提出第三

部を改正する法律案（内閣提出第三九号）の同案を一括して議題といたし、政府の提案理由の説明を求めます。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）」を「養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭並びに盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部において特殊の教科の教授を担当する教員を除く。）」に改める。

附則等五項の次に次の三項を加える。

6 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号。以下施行法という。）第一条又は第二条の規定により教員免許状を有するものとみなされ、又はその授与を受けた者が第六条第二項別表第四の規定によりそれぞれの上級の免許状を受けようとする場合には、同表第三欄に掲げる在職年数については、同表第二欄に掲げるそれぞれ教員免許状の授与を受けることのできる資格を得た後、同表第一欄に掲げる学校（これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校を含む。）の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する在職年数を通算することができる。

7 施行法第一条又は第二条の規定

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	イ 旧教員養成諸学校官制（昭和廿一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）のうち修業年限四年の学校を卒業した者 ロ 旧専門学校令（明治三十二年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）のうち修業年限四年以上の学校を卒業した者	施行法第一条又は第二条の規定により有するものとみなされ、又はその授与を受けた教員免許状の種類	第一欄に掲げる基礎資格を得た後第二欄に掲げる学校（これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校を含む。）の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする在職年数	大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数
二	イ 旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）による高等学校高等科教員免許状又は高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者 ロ 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者	小学校の教員の仮免許状	一	一〇
三	イ 修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者 ロ 修業年限四年以上の専門学校を卒業した者	中学校の教員の二級普通免許状	三	一五
四	イ 旧大学令による学士の称号を有する者 ロ 旧学位令（大正九年勅令第二百号）による学位を有する者	中学校の教員の二級普通免許状	一	一〇
五	イ 諸学校を卒業した者 ロ 修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者	高等学校の教員の二級普通免許状	三	三〇
六	イ 旧大学令による学士の称号を有する者 ロ 旧学位令による学位を有する者	高等学校の教員の二級普通免許状	一	一五

備考

により高等学校教諭二級普通免許状を有するものとみなされ、又はその授与を受けた者（第八項の表の第五号又は第六号の第一欄に掲げる資格を有する者を除く。）が、第六条第二項別表第四の規定により高等学校教諭一級普通免許状の授与を受けようとする場合には、同表第三欄中「三」を「五」に、同表第四欄中「一五」を「四五」と読み替えるものとする。

8 次の表の第一欄に掲げる資格を有する者で、施行法第一条又は第二条の規定によりそれぞれ同表第二欄に掲げる教員免許状を有するものとみなされ、又はその授与を受けた者が、それぞれの上級の免許状の授与を受けようとする場合の教育職員検定における学力及び実務の検定については、第六条第二項別表第四の規定にかかわらず次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによることができる。

別表第四の高等学校教諭の一級普通免許状の項の第四欄中「一〇」を「二五」に改める。

別表第六の養護教諭の仮免許状の項の第二欄中「第五十一条又は」を削り、備考を次のように改める。

備考
一 乙種看護婦の免許を有する者、保健婦助産婦看護婦法第五十一条又は第五十三条に該当する者については、第五十一条第二号の規定を適用しない。

二 文部大臣の指定する養護教諭養成機関において単位を修得することとが困難な者については、文部大臣の認定する講習又は通信教育に

おける単位の修得をもつて、文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得に替へること

附則

この法律は、公布の日から施行する。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

第八条中「昭和二十六年三月三十一日まで」を「校長免許状又は園長免許状を有するものとみなされる者にあつては昭和三十年三月三十一日まで、その他の仮免許状を有するものとみなされる者にあつては昭和二十六年三月三十一日まで」に改める。

附則第四項の次に次の一項を加える。

第七條の規定は、昭和二十八年三月三十一日まで、その効力を有するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〇 閣下政府委員 たいいま議題となり

ました教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきま

して、一括して提案理由を申し述べます。

昨年五月制定され、九月一日より施行に至りました教育職員免許法は、教育職員の資質の保持と向上をはかる目的をもつて、新學制に即応し、幼稚園か

三

旧青年学校教員養成所（昭和十年勅令第四十七号）による青年学校教員養成所（以下「青年学校教員養成所」という。）を卒業した者

小学校及び中学校の教員の仮免許状

三

旧青年学校教員養成所（昭和十年勅令第四十七号）による青年学校教員養成所（以下「青年学校教員養成所」という。）又は旧実業補習学校教員養成所（大正十年勅令第五百二十一号）による実業補習学校教員養成所を卒業した者

中学校の教員の二級普通免許状並びに小学校及び高等学校の教員の仮免許状

七

高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上上下欄に掲げる相当学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

小学校及び中学校の教員の二級普通免許状

八

旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状又は高等女学校高等科教員免許状を有する者又はこの表の第十二号から第十五号までの上欄に掲げる者で、三年以上小学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

小学校の教員の二級普通免許状

七

高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上上下欄に掲げる相当学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

小学校及び中学校の教員の二級普通免許状

八

旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状又は高等女学校高等科教員免許状を有する者又はこの表の第十二号、第十三号、第十四号若しくは第十五号の上欄に掲げる者で、三年以上小学校の教員（文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

小学校の教員の二級普通免許状

改め、第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二

旧教員免許令に基く高等女学校教員免許令による無試験検定を受けることを得る者の指定（大正八年文部省告示第二百七十四号）の定めるところによつて指定を受けた者

小学校の教員の仮免許状並びに中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状

同表第二十四号の下欄中「仮免許状」を「二級普通免許状」に改め、同表中同号の次に次の二号を加える。

二十四の二

第一条第一項の表の第二号、第七号若しくは第八号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又はこの表の第二号から第四号まで、第六号、第十二号、第十五号若しくは第十五号の上欄に掲げる者で、昭和二十二年四月一日以後において幼稚園の教員の職に就いた者

幼稚園の教員の仮免許状

二十四の三

この表の前号の上欄に掲げる者で、三年以上幼稚園の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

幼稚園の教員の二級普通免許状

を

に

を

に

ら高等学校に至るまでの、すべての学校の校長、教員並びに教育委員会の教育長及び指導主事について、画期的な免許制度を確立したものであります。

また同法施行法は、旧令による教員免許状を有する者等に対して、新免許状を授与するなど、当面の切りかえ措置を規定したものであります。これらの法律により、各都道府県において着新しい免許状が交付され、また上級免許状を授与するための現職教育が活発に行われ、教育界に清新の氣のみなざりつつありますのは、まことに御同慶にたえないところであります。

ところで新免許制度及び切りかえ措置は、教育職員の現在の身分に密接に関連しており、同法の施行後、各方面から種々の検討を求められ、また改正の要望もございました。政府といたしましては、実施後間もないことでもあり、なお時日をおいて研究いたすつもりでありましたが、この際最小限度において不明瞭な点を明確にし、相互の不均衡をできるだけ少なくすることは、教育職員の利益を擁護し、地位を安定するため急を要するものと認めましたので、ここに教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案を提出することいたしました。

これら法律案の内容の詳細については、政府委員より説明いたしますが、その大綱について簡単に申し上げます。

第一に、教育職員免許法施行法第一条及び第二条の改正であります。この二箇条の規定は、旧令による教員免許状所有者または旧制学校の卒業者等に對して、おの／＼相當の新免許状を有するものとみなし、または授与することができると定めた切りかえ措

置でありますが、各方面の要望により、相互の不均衡を是正するため、その一部に改正を加えたのであります。

次に教育職員免許法施行法第七条の規定の有効期間を明確にしたことであります。施行法第七條の規定は、施行法第一條または第二條の規定により、新免許状を有するものとみなされ、またはその授与を受けた者が、上級の免許状を得ようとする際、現職者については、免許法による原則を緩和して、従来の経験年数を計算に入れ、より容易に上級の免許状が得られるよう措置したものであります。ところで、この施行法第七條の規定は、現職者について、できるだけ早く上級の免許状を得させるための特例でありますので、これは早速廃止すべきものであります。

施行法制定の際には、諸般の事情を考慮して、適当な時期にこの廃止措置を講ずるつもりでありました。

しかし教員養成の機関となるべき新制大学も、幸い昨年度より発足し、昭和二十八年には卒業生が出ることとなりましたので、これらの事情を考慮して、施行法第七條の規定を昭和二十八年三月三十一日まで有効であることを明確にしました。この措置によつて、本規定の適用を受けようとする者が、容易にその目標を定め得るよう措置したのであります。こうしてこの施行法第七條の有効期間が制限され、この第七條の適用を受ける者と、受けることができない者、免許法の法則によつてのみ上級の免許状を得られる者との間に、不均衡が生じて参ります。この不均衡を少なくするため、教育職員免許法の一部を改正し、同法第六條第三項別表第四の特例を設けたのが

第三点であります。

以上が教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の大綱であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○長野委員長 以上三案に対する質疑は次会に譲り、前会文部行政に関する件を議題といたしました際の質疑がまだ残つておりましたので、ただいまよりこれを許すに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長野委員長 御異議なしと認めまして、さういたします。谷口善太郎君。

○谷口委員 私は一般文部行政についていろいろ聞きたいことがあります。これは文部大臣が御出席になつたときに譲ることとして、今日特に二つの問題について、緊急を要する問題だと思ひますのでお尋ねしたいと思ひます。

一つは、学術会議の中にきております科学技術行政協議会の委員の推薦に關する問題であります。御承知の通り、協議会の委員の推薦につきましては、すでに学術会議で十二名の委員を推薦して、当局からの任命を待つたわけでありまして、そのうち一人だけ、どういふわけかまだ任命されてない人があります。科学技術行政協議会の第四條で規定しておりますところを見ますと、委員は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命し、委員のうち、その半数は学識経験のある者でなければならぬ。それから学識経験のある者を任命する場合においては、日

本学術会議の推薦を尊重しなければならぬ、こういうことが第三項及び第四項に規定されてあるのであります。ところで今申しましたように、すでに羽仁五郎君以下十二名の委員の推薦が学術会議からありまして、そのうち山田勝次郎君という人だけが、いまだ任命されてないのであります。この点につきましてどういふふうになつておりますか、お尋ねしたいと思います。この山田勝次郎氏の推薦があつたにもかかわらず、政府の方から任命されてないということ、現在この協議会の活動につきまして、非常な支障を来している面があるものであります。これは二月十五日のことではありますが、この協議会の会合に法務府の方から官房長が来られて、自分の方からもこの協議会に委員を出したい。委員でなくてオブザーバーでもよいから出さないと非常に都合が悪い。学識経験のある者の中から任命される委員と同数の官吏が出ることになつておるので、各省の次官も大体出てくるようであるが、その数が一ぱいになつておつて、そのため法務府からは出したいが出せない。で、このことを何とかしてほしい。というのを申し出ておる。ところが今申しましたように、推薦した委員のうち一人が任命されてない。この任命がはつきりすれば、法務府の要求もそのまま一緒に出すという建前にあるのであります。にもかかわらず、任命されてないという点は、これはどういふわけか、官房長官もいらつしやらないようでありまして、今日御出席の政府委員の方でおわかりになれば、御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 科学技術行政協議会は、内閣の所管に相なつております。文部省といたしましては、文部次官が委員として任命されておるだけでございまして、今の御質疑の点は、私の方からお答えするように申し伝えたいと思ひます。昨日その行政協議会がありまして、私次官の代理として出席しておりました。法務府からの申出につきましては会議の席で承つておりますが、各省次官でも、なお員数の関係で、まだ任命されていない方もございますので、とりあえず法務府の方からの申出につきましては、もちろん会議に傍聴者として出席することはさしつかえないだらうということになつたのであります。

○谷口委員 内閣の所管であつて、文部省としてはそれ以上お答え願へないと思ひますが、私どもの思つてゐるのは、十二名の学術会議が推薦して、そして法律第四條の第四項にはつきり推薦されたものは尊重しなければならぬ。という条件があるにもかかわらず、山田君だけが任命されてない。というこの事実について、今やつと例として、法務府が非常に都合な状態に置かれてゐる点を指摘したのであります。これは一例でありまして、そういうことのあるなしにかかわらず、学術会議で推薦したものが任命されてないという措置に對しましては、やはり文部省としても、学術会議という、言つてみれば文部省の文部行政の中で重要な位置を占める仕事をするものでありますから、御関心が深いはずで、ぜひこの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

それから第二の問題であります。これは今皆さん御承知の通り、東京都

で都のいわゆる公立学校、高校までを含めた学校の教員が二百四十六名辞職勧告を受けて、いわゆる首切り問題が起つております。この問題につきましてはいろいろ質問申し上げたいことがあるのであります。今日は時間がないので一つだけ申します。この地方公務員としての教員が首を切られた場合に、これに對して、その不当を主張して取消しを請求するといふような、たとえば労働委員会であるとか、あるいはその他へ提訴する法的根拠を持つていないような立場にあるのであります。国家公務員法にありましては、これは国家公務員でありますので、地方公務員には及ばない。地方公務員法はまだできていないから、地方公務員としては不当な処理を受けても、これに對してどこかへ申し出て、その不当を取消するといふような手段を講ずる道がない。これは第六國會であつたと思ひますが、地方行政委員会でも、ずいぶん問題になつて、いろいろ審議してみると、法律的根拠がない、こういう立場に地方公務員が置かれてゐる。が、非常に大きな問題だと思ひますが、しかし現実には首切りが起つておる。その首切りの理由とされておる東京都の教育委員会の発表した理由といふものは、実にとんでもない理由が一人一人についてあげられておる。たとえば学校の教員で、その学校の教師であるが、その学校の寄付金を集めることに反對したといふようなことが理由になつておる。あるいはその学校で、従来家がなくてとまつておつた人に対して、非常に豪華な邸宅があいて

を要求したが、そこへ行けないといふ

ので移らなかつた。その移らなかつた
というところが政令違反だというような
理由になつてゐる。私もいろいろ調
べておる範囲内において、非常に不当
な首切りの理由になつておるのであり
ます。ところがこれに對して争うため
に、どこへ提訴するかという、その道
がないのであります。こういうことは、
文部行政全般として、われ／＼に関心
の深い問題でありまして、この点につ
いて文部省では、すでに明らかに、そ
の根拠がないから何とかしなければい
けないということを第六国会では言つ
ておるのでありますから、その後何か
これについてその道を講ぜられたか。
どうしたらよろしいかという問題につ
いてのお考え、そういう点をお述べ願
つたらけっこうだと思ひます。

○鈴木政府委員 東京都の教育委員会
におきまして、教員につきましては、い
る発表しておるようでありまして、ま
た、教育委員会のいたしますことは、ま
たくこれは教育委員会が独自の立場で
いたしておることでありまして、文部
省といたしましては、これには全然関
知しないところでございます。ただ、
今御質疑になりました、地方教育職員
が、その処置に對しまして提訴の方法
がないが、どうかという問題につきま
しては、ただいま私の詳細を存じま
せんので、後ほど十分取調べまして、
お答え申し上げたいと存じます。

も実は了解に苦しむのであります。も
ちろん、これは制度の上から言いまし
て、地方公務員は、地方団体の自主性
の上に立つた行政を行ななければなら
ぬと思ひますから、そういう意味から
言へば、東京都の教員であつても、首
切つたというところは自由であつても、文
部省に關係しない、こう言われるのであ
ります。教育全体にわたつての国家
の中心をなす文部省が、こういう東京
都という一地方団体がやつたことにし
て、教育の本質に触れるような不当な
ことを行つておるといふことにつきま
しては、関心がなかつたと言へない、ま
た責任がないとも言へぬのでありま
す。これはずつと調べてみればわかる
と思ひますが、非常に不当なものであ
りまして、二百四十六名の大部分が、
戦争中に一定の方向を持つておつた従
来の教育の方向から、教育基本法に基
いての新しい教育の方向なり、あるい
は内容を身につけて自分のものとした
という、いわば民主主義的な先覚者が
非常に多い。それが何ら理由にならな
いような理由で首を切られるというこ
と、こういう点ばかりが軍国主義とい
うようなものが出て来る準備をする
ものでありまして、こういう教育行政
が、たとひ人事について、この権限を地方
団体が持つておるといたしまして、
その人事権によつて地方団体の持つ権
限内、教育の本質に触れるようなこ
とを行つておることにつきましては、
文部省ははうて置くべきでない、何
らかの警告なり何なりを發すべきだと
思ふのであります。そういう点につ
いてのお考えは、いかがでしょうか。

○鈴木政府委員 教育委員会は、地方
分権の部に沿ひまして、その地方によ
つて選出された委員によつて、教育行
政を行つて行くという趣旨に基いてお
るのであります。その教育委員会が、
独自の立場で、委員会としてなされま
す措置に對して、その措置が不当なり
やいなやというところを、文部省が昔の
やうに監督官庁の立場で判断をするこ
と、その措置の全責任は、地方教育委
員会がみずから負つてやつておること
であると考えております。

○谷口委員 そうすると、文部省は一
体何のためにあるのですか。先ほど申
しました、教員がその学校の寄附を
募るといふことに反對をした、その反
對の仕方は、学校の外へ出て、社会人
として彼は、こういう行為を學校はと
つてはいけないという自分の立場か
ら、學校の外で、學校のやり方につ
いて批判を行つたといふことが、首切り
の対象になつてゐるのであります。こ
れは教育基本法で、首を切つてはいけ
ないといふことが書いてあつても、教
育基本法の本質にもとることになるの
であります。はつきり言へば教員とい
う身分の者が、學校の外で一社会人と
してつた政治的行為に對して、首を
切るというやうなやり方をすれば、こ
れは憲法の精神にも反する。こういう
問題について、当然文部省はこれに對
する何と言ひますか、監督というと言
葉は悪いが、これはやつぱり憲法を守
るといふ見地、教育基本法を守るとい
う見地から、徹底的にそういうことに
對する意思表示をすべきだと思ふ。お
れは知らないのだ、それは地方の問題
だといふことになれば、文部省は何の
ためにあるのか。

○鈴木政府委員 ただいま調べてから
お答えするという点を留保しておりま
したが、この点を申し上げます。教育
公務員特例法第十五条におきまして、
地方公共団体の教員の任免に關しまし
ても、これに對しましては、国家公務員
法第八十九条から第九十二条第二項ま
での規定を準用するところでありまして、
国家公務員におきましては、これも人事
院に提訴することはできるわけであり
ますが、地方公務員につきましては、
教職員につきましては、人事院を任命
権者と読みかえらるゝとありますので、任
命権者は教育委員会でございます。か
ら、教育委員会に提訴することができ
るという規定が設けられてゐるのであ
ります。

それから文部省は、文部省設置法に
おきまして、はつきり文部省の性格が
明示されておるのでございますが、文
部省はあくまで指導助言の機関であり
まして、そういう監督的な作用は、ご
く特別の、たとえば法人の認可とか、
法律に基いた措置を行ふ場合にはな
いのであります。この点はひとつ御了解
願ひたいと思ひます。

○谷口委員 監督をするといふことを
私は言つてゐるのではないのでありま
して、教育行政の根本に触れるやうな
問題につきましては、文部省は今のあ
なたのお言葉では、指導という言葉を
使われまして、そういう見地から、
この問題について何らかの手を打たな
ければならぬと私は思ふ。その点につ
いて、今度の都がとつたこの事件の内
容にまで立ち入つた文部省のお考えを
伺ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 なおいろいろな地方
の処置等につきまして、指導助言の機
関といたしまして、いろいろな点につ
いて、文部省といたしましては文部省
の所見を批瀝して、地方に助言をする
といふことは可能であると思ひます
が、今お述べになりましたやうな事例
につきましては、これはそういう具体
的な事例を十分調査して、そしてそ
れが文部大臣の見解を表明して指導す
べきかどうかという問題に歸着するこ
とと思ひますが、まだその点は詳細なる調
査をいたしておらぬわけでありまして、
その結果が出てみなければ、何ともこ
とでは申し上げかねると思ひます。

○谷口委員 そうすると、この問題は
調査なさいますね。そう了解しておき
ます。

○松本(七)委員 先ほど教員の首切り
の問題が議題になつておりましたが、
これは私もどうしても、文部省が内容
等を十分調査していただきたいといふ
ことを要望しようと思つておつたこ
ろであります。ただ問題が、憲法上の
問題に及ぶ可能性が多分にありますの
で、これは委員長にお願いしたいので
すが、ただ文部省にまかせないで、委
員長からその内容等についての資料の
提出を、文部省に要求していただき
たいと思ひます。これは国会でも取上
げべき問題で、むしろ文部省にまかせ
るより、国会自体で検討する必要がある
と思ひます。資料の提出を要求して
いただきたいと思ひます。

○長野委員長 承知しました。
本日はこの程度にとどめ、散会いた
したいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なし〕と稱する者あり

○長野委員長 それではこれで散会
いたします。

午後零時二十五分散会

昭和二十五年三月十七日印刷

昭和二十五年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁